

平成27年 7 月 15 日

和光市長 松本 武洋 様

和光市個人情報保護審議会
会 長 石 井



和光市個人情報保護条例及び同施行規則の一部を改正することについての意見書

和光市個人情報保護審議会は、平成27年7月1日に会議を開催し、標記について改正内容の報告を受け、慎重に審議した。その結果、今回の改正が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う所要の措置と認め、審議会として「条例及び規則の一部改正は妥当である」と判断し、この意見書を提出する。

なお、和光市個人情報保護審議会は、審議・検討段階で下記のとおり、意見が出されたので付記する。

記

1 意 見

- (1) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」は、未だ一般社会に十分浸透・理解されておらず、行政の効率化など有効性と同時に、個人情報漏洩のリスク拡大など危険性も指摘されている。地方行政レベルでも、同法施行前に制度の周知徹底を図るべきである。
- (2) 和光市における個人情報保護行政は、条例・規則などの制度発足後、様々な経験・実績を得ている。
今後も、安心・安全で公平・公正な市民生活が維持できるよう、後退や萎縮のない適切な個人情報保護行政の運営を期待する。

以上